

## 令和 4 年度第 1 四半期における専決処理（報告）

令和 4 年 9 月 7 日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、令和 4 年度第 1 四半期における専決処理案件のうち原子力規制委員会への報告が必要な案件について、その概要を報告するものである。

### 2. 内容

令和 4 年度第 1 四半期においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係 81 件及び放射性同位元素等の規制に関する法律関係 19 件の計 100 件について、原子力規制委員会への報告を要する専決処理を行った。

本報告の概要は別紙のとおり。また、案件ごとの具体的な処分内容については別表のとおり。

令和4年度第1四半期における専決処理案件（概要）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（81件）

（1）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 17件（別表1～17）

例：三菱原子燃料株式会社の加工施設保安規定の変更の認可（別表1）

（2）原子炉施設の変更の許可関係 1件（別表18）

例：京都大学複合原子力科学研究所の試験研究用等原子力施設の原子炉設置変更の承認（別表18）

（3）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 26件

（別表19～44）

例：国立大学法人東京大学工学系研究科原子力専攻原子炉施設の核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取（別表19）

（4）原子炉施設等の型式の証明関係 1件（別表45）

例：三菱重工業株式会社（特定兼用キャスク（MSF-24P（S）型））の発電用原子施設に係る特定機器の設計の型式証明の変更について（別表45）

（5）原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 1件（別表46）

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設の廃止措置計画の変更の認可について（別表46）

（6）核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 8件（別表47～54）

例：東芝マテリアル株式会社の核燃料物質使用に係る使用変更の許可（別表47）

（7）核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係 1件

（別表55）

例：MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可（別表55）

（8）核燃料物質の使用施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 10件

（別表56～65）

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等の核物質防護規定の変更の認可（別表56）

- ( 9 ) 核燃料物質の使用に係る廃止措置の認可関係 1 件 (別表 66)  
例 : 山梨大学総合分析実験センター核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の承認  
(別表 66)
- ( 1 0 ) 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価関係 2 件 (別表 67~68)  
例 : 令和 3 年度の原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価及び評価の結果の通知  
並びに公表に関して (その 1) (別表 67)
- ( 1 1 ) 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 7 件 (別表 69~75)  
例 : 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂研究所における計量管理規定の変  
更の認可 (別表 69)
- ( 1 2 ) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変  
更の認可関係 6 件 (別表 76~81)  
例 : 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係  
る実施計画の変更の認可 (別表 76)

## 2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 ( 1 9 件)

- ( 1 3 ) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 1 8 件  
(別表 82~99)  
例 : コミヤマエレクトロン株式会社ヘルスケア事業鳴沢第 2 事業所における放射線  
発生装置の使用許可 (別表 82)
- ( 1 4 ) 特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係 1 件 (別表 100)  
例 : 地方独立行政法人東京都立病院機構における放射性同位元素及び放射線発生装  
置の特定許可使用者である法人の分割に係る認可 (別表 100)

## 1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第22条第1項の規定による加工事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	加工施設保安規定の変更の認可について(三菱原子燃料株式会社)	<p>○令和3年7月26日付け(令和3年9月9日及び令和3年11月22日付けで一部補正)で、三菱原子燃料株式会社(東海村)から、新規規制基準対応のため、核燃料物質加工事業変更許可申請書に記載した臨界安全上の制限値(核的制限値)を遵守するための措置、一時的に放射性物質の濃度が高くなるおそれのある作業時に被ばくを低減するための措置、非常用ディーゼル発電機を運転するために必要な燃料の管理等の反映に伴う、保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、核燃料物質加工事業変更許可申請書に追加された保全活動に関する措置の内容について、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。</p> <p>○令和4年5月30日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
2			加工施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	<p>○令和4年4月15日付け(令和4年6月10日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社(六ヶ所村)から、新規規制基準への適合の工事等を要する設備に関する変更、品質・保安会議の議長の変更等に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、加工事業変更許可に基づく変更として加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する要員配置、活動実施、資機材配備等が定められていること、加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容及び品質・保安会議の構成や審議事項について定められていること等を確認。</p> <p>○令和4年6月22日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
3			加工施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	<p>○令和4年4月15日付け(令和4年6月10日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社(六ヶ所村)から、品質・保安会議の議長の変更等に係る保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容及び品質・保安会議の構成や審議事項について定められていること等を確認。</p> <p>○令和4年6月22日に認可。</p>	核燃料施設審査部門
4		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	<p>○令和3年7月1日付け(令和4年1月19日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う高浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、3号炉及び4号炉について、降下火砕物の最大層厚の変更に対応した火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のために必要な機能を維持するための措置を講ずることが定められていること等を確認。</p> <p>○令和4年4月7日に認可。</p>	実用炉審査部門
5			発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	<p>○令和3年7月1日付け(令和4年1月19日付け及び令和4年3月24日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う大飯発電所の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、3号炉及び4号炉について、降下火砕物の最大層厚の変更に対応した火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のために必要な機能を維持するための措置を講ずることが定められていること等を確認。</p> <p>○令和4年4月7日に認可。</p>	実用炉審査部門

6		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)</p>	<p>○令和4年3月3日付け(令和4年4月13日付けで一部補正)で、北陸電力株式会社から、組織改正等に伴う志賀原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年4月27日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
7		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)</p>	<p>○令和4年1月14日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、核物質防護部門強化のための組織体制の見直しに伴う福島第二原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年5月11日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
8		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)</p>	<p>○令和3年12月24日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、核物質防護部門強化のための組織体制の見直し等に伴う柏崎刈羽原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年5月11日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
9		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)</p>	<p>○令和4年2月9日付け(令和4年5月11日付けで一部補正)で、中部電力株式会社から、組織改正等に伴う浜岡原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年5月25日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>
10		<p>発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(四国電力株式会社伊方発電所)</p>	<p>○令和4年1月28日付けで、四国電力株式会社から、組織改正に伴う伊方発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年6月1日に認可。</p>	<p>実用炉審査部門</p>

11	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和4年2月28日付け(令和4年5月9日付け及び令和4年6月13日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、組織改正等に伴う美浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年6月22日に認可。	実用炉審査部門
12	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和4年2月28日付け(令和4年5月9日付け及び令和4年6月13日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、組織改正等に伴う大飯発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年6月22日に認可。	実用炉審査部門
13	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和4年2月28日付け(令和4年5月9日付け及び令和4年6月13日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、組織改正等に伴う高浜発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年6月22日に認可。	実用炉審査部門
14	原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	再処理施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設) ○令和3年12月24日付け(令和4年3月1日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)における、工程洗浄の実施等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、工程洗浄に係る廃止措置計画変更認可申請を踏まえ、工程洗浄の操作における遵守事項が適切に定められていること等を確認。 ○令和4年5月17日に認可。	研究炉等審査部門
15	再処理施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	○令和4年4月15日付け(令和4年6月10日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社(六ヶ所村)から、MOX燃料加工施設の建設現場拡張に伴う保全区域の一部変更、品質・保安会議の議長の変更等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、保全区域を明示し、変更後の区域においても保全のための管理措置を実施すること、再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容及び品質・保安会議の構成や審議事項について定められていること等を確認。 ○令和4年6月22日に認可。	核燃料施設審査部門

16		原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物埋設施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	○令和4年4月15日付けで、日本原燃株式会社から、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設(六ヶ所村)における、埋設事業部の組織改正に伴う変更等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても廃棄物埋設施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和4年6月22日に認可。	研究炉等審査部門
17			廃棄物管理施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	○令和4年4月15日付け(令和4年6月10日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社(六ヶ所村)から、品質・保安会議の議長の変更等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な各職位の職務内容について定められていること等を確認。 ○令和4年6月22日に認可。	核燃料施設審査部門
18	原子炉施設の変更の許可関係	原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設の原子炉設置変更の承認について(京都大学複合原子力科学研究所)	○令和元年5月31日付け(令和3年10月4日付け、令和3年11月10日付け、令和4年2月22日付け及び令和4年3月14日付けで一部補正)で、国立大学法人京都大学から、京都大学複合原子力科学研究所(熊取町)における臨界実験装置(KUCA)に係る低濃縮燃料の追加及びトリウム貯蔵庫の追加に伴う原子炉設置変更承認申請あり。 ○審査の結果、追加する低濃縮燃料で構成する炉心の設計について、設計基準事故時において、炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであること、追加するトリウム貯蔵庫の設計について、最大量の燃料要素を収納した場合において、臨界に達するおそれがないものであること等を確認。 ○令和4年4月28日に承認。	研究炉等審査部門
19	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人東京大学工学系研究科原子力専攻原子炉施設)	○令和4年2月3日付けで、国立大学法人東京大学(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○申請概要:火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、見張人が常時監視できる装置を備えた監視所の設置。 ○承認を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
20		原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更承認について(国立大学法人東京大学工学系研究科原子力専攻原子炉施設)	(19と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月8日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門

21	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設)	○令和4年2月8日付けで、国立大学法人京都大学(熊取町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○申請概要:火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、見張人が常時監視できる装置を備えた監視所の設置。 ○承認を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
22	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更承認について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設)	(21と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月9日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	○令和4年2月10日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、見張人が常時監視できる装置を備えた監視所の設置。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
24	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	(23と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月21日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
25	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設)	○令和4年2月10日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、見張人が常時監視できる装置を備えた監視所の設置。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

26	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉施設)	(25と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設)	○令和4年2月10日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、見張人が常時監視できる装置を備えた監視所の設置。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子炉施設)	(27と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和3年12月24日付け(令和4年2月14日、令和4年2月21日補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: (本社に関するもの) 核物質防護専任の核セキュリティ管理グループ及びサイバーセキュリティ専任のサイバーセキュリティ管理グループを設置する。 (柏崎刈羽原子力発電所に関するもの) 所長直下に、セキュリティ管理部を設置する。 防護管理グループを廃止し、セキュリティ管理部内に核セキュリティ運営管理グループ及び核セキュリティ施設運用グループを設置する。 業務システムグループを廃止し、セキュリティ管理部内にサイバーセキュリティグループを設置する。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
30	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	(29と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年5月2日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

31	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)	○令和4年1月14日付け(令和4年2月21日補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要: (本社に関するもの) 核物質防護専任の核セキュリティ管理グループ及びサイバーセキュリティ専任のサイバーセキュリティ管理グループを設置する。 (福島第二原子力発電所に関するもの) 所長直下に、セキュリティ管理部を設置する。 防護管理グループを廃止し、セキュリティ管理部内に核セキュリティ運営管理グループ及び核セキュリティ施設運用グループを設置する。 業務システムグループを廃止し、セキュリティ管理部内にサイバーセキュリティグループを設置する。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
32	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東京電力ホールディングス福島第二原子力発電所)	(31と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年5月2日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根発電所)	○令和4年2月14日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:漂流物対策工事のうち3号機北側防波壁の工事に伴う防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
34	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根発電所)	(33と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年5月30日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
35	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根発電所)	○令和4年2月14日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:2号機原子炉建物周辺防護区域南側への連絡通路他設置工事に伴う防護措置の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

36	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根発電所)	(35と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
37	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和4年2月24日付け(令和4年3月31日付け補正)で、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織体制の整備に関する防護措置の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
38	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	(37と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
39	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○平成30年4月20日付け(令和4年3月4日付け補正、令和4年4月15日付け補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:3号機特定重大事故等対処施設の防護対策 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
40	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	(39と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

41	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中部電力株式会社浜岡発電所)	○令和4年4月21日付けで、中部電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:組織体制の変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門	
42	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(中部電力株式会社浜岡発電所)	(41と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門	
43	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和2年4月7日付け(令和4年1月14日付け補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に応じた防護措置に係る変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門	
44	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	(43と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門	
45	原子炉施設等の型式の証明関係	原子炉等規制法第43条の3の30第3項の規定による型式の設計変更の承認等(重要なものを除く。)に関すること。	発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明の変更について(三菱重工業株式会社(特定兼用キャスク(MSF-24P(S)型)))	○令和4年1月28日付け(令和4年4月6日付けで一部補正)で、三菱重工業株式会社から、特定兼用キャスクの設置方法の追加に伴う発電用原子炉施設に係る特定機器(特定兼用キャスク)の設計の型式証明変更についての申請あり。 ○審査の結果、特定兼用キャスクの設計が、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則のうち、特定兼用キャスクの技術上の基準に適合するものであることを確認。 ○令和4年6月2日に承認。	実用炉審査部門

46	原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による再処理事業者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	再処理施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○令和3年12月17日付け(令和4年3月1日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海村)における、工程洗浄の実施に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、回収可能核燃料物質(使用済燃料のせん断粉末、低濃度プルトニウム溶液等)を再処理設備本体から取り出すために申請者が実施している工程洗浄を既設の安全設計の範囲内で行うこと等を確認。 ○令和4年5月17日に認可。	研究炉等審査部門
47	核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(東芝マテリアル株式会社)	○令和3年12月22日付け(令和4年2月10日付け及び令和4年3月16日付けで一部補正)で、東芝マテリアル株式会社(横浜市磯子区)から、管理区域外漏えいを受けて、既許可において記載のない使用施設及び使用設備の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年4月4日に許可。	研究炉等審査部門
48			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(MHI原子力研究開発株式会社)	○令和3年12月17日付け(令和4年4月28日付けで一部補正)で、MHI原子力研究開発株式会社から、燃料ホットラボ施設及び燃料実験施設(東海村)での東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの分析の実施に伴う使用の目的及び方法の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月1日に許可。	研究炉等審査部門
49			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(一般財団法人電力中央研究所横須賀運営センター材料分析棟)	○令和4年1月4日付け(令和4年4月20日付けで一部補正)で、一般財団法人電力中央研究所から、横須賀運営センター材料分析棟(横須賀市)における、電力中央研究所の事業所間における核燃料物質の集約化に伴う変更等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月1日に許可。	研究炉等審査部門
50			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区))	○令和3年12月16日付け(令和4年4月18日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)(大洗町)のHTTRにおける照射試験に係る使用の目的の削除等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月3日に許可。	研究炉等審査部門

51		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和4年2月21日付け(令和4年5月20日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)の廃棄物安全試験施設における、1F燃料デブリの使用等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月8日に許可。	研究炉等審査部門	
52		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区))	○令和3年9月24日付け(令和4年1月28日付け及び令和4年5月27日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)(大洗町)の照射燃料集合体試験施設におけるグローブボックスの追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月16日に許可。	研究炉等審査部門	
53		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について (大阪公立大学研究推進機構)	○令和3年12月22日付け(令和4年5月30日付けで一部補正)で、公立大学法人大阪から、大阪公立大学研究推進機構(堺市中区)における、管理下でない核燃料物質の受け入れに伴う変更等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月16日に許可。	研究炉等審査部門	
54	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用許可について(フルウチ化学株式会社筑波工場)	○令和3年11月15日付け(令和4年5月16日付けで一部補正)で、フルウチ化学株式会社から、筑波工場(阿見町)における、使用予定のない核燃料物質の貯蔵に係る使用許可申請あり。 ○審査の結果、閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月2日に許可。	研究炉等審査部門	
55	核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(MHI原子力研究開発株式会社)	○令和4年1月18日付け(令和4年3月31日付けで一部補正)で、MHI原子力研究開発株式会社(東海村)から、線量計の追加等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、線量計を追加しても放射線業務従事者が受ける線量が線量限度を超えないようにするために定めた措置に変更がないこと等を確認。 ○令和4年4月21日に認可。	研究炉等審査部門

56	核燃料物質の使用施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和4年2月4日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、見張人が常時監視できる装置を備えた監視所の設置。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
57		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設等)	(56と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月8日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
58		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等)	○令和4年3月7日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(鏡野町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:廃止措置段階にある施設における核燃料物質の防護措置に係る変更 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
59		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設等)	(58と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月17日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
60		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	○令和4年3月17日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(東海村)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:廃止措置段階にある施設における核燃料物質の防護措置に係る変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

61	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等)	(60と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月21日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
62	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料使用施設施設)	○令和4年2月10日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、見張人が常時監視できる装置を備えた監視所の設置。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
63	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等)	(62と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
64	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料使用施設)	○令和4年2月10日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(大洗町)から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、見張人が常時監視できる装置を備えた監視所の設置。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
65	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)核燃料物質使用施設等)	(64と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年6月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

66	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可関係	原子炉等規制法第57条の5第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の承認について(山梨大学総合分析実験センター)	○令和3年12月15日付け(令和4年2月25日付け及び令和4年3月23日付けで一部補正)で、国立大学法人山梨大学から、山梨大学総合分析実験センター(中央市)における、廃止措置計画の承認申請あり。 ○審査の結果、解体の対象となる施設及びその解体の方法、核燃料物質の管理及び譲渡し、汚染の除去の方法等が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること等を確認。 ○令和4年4月15日に承認。	研究炉等審査部門
67	原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価関係	原子炉等規制法第61条の2の2第7項の規定による原子力規制検査の総合的な評価に関する事。	令和3年度の原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価及び評価の結果の通知並びに公表について(その1)	○令和3年度に実施した原子力規制検査の結果に基づき、原子力事業者(実用発電用原子炉及び核燃料施設等(政令第41条非該当施設を除く))の検査の実施や保安の措置等の安全活動について、総合的な評価を実施。 ○これらの事業者(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所を除く)は、年間を通じて第1区分(検査指摘事項なし又は検査指摘事項が確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」)であり、「パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態」と評価。 ○東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所は、令和2年度に第4区分(安全重要度及び深刻度が「赤、SLI」)となり、令和3年度においても追加検査が継続していることから、令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、「事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態」と評価。 ○令和4年6月1日に評価。	検査監督総括課
68			令和3年度の原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価及び評価の結果の通知並びに公表について(その2)	○令和3年度に実施した原子力規制検査の結果に基づき、事業者(政令第41条非該当施設に限る)の検査の実施や保安の措置等の安全活動について、総合的な評価を実施。 ○これらの事業者は、年間を通じて第1区分(検査指摘事項なし)であり、「パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態」と評価。 ○令和4年6月1日に評価。	検査監督総括課
69	国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂研究所)	○令和4年3月25日付けで国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から、事業所名称の変更等に伴う那珂研究所(那珂市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年4月27日に認可。	保障措置室
70			計量管理規定の変更認可について(三菱マテリアル株式会社 エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所)	○令和4年4月19日付けで三菱マテリアル株式会社から、計量管理責任者の役職の変更に伴うエネルギー事業センター那珂エネルギー開発研究所(那珂市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職の変更に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年5月23日に認可。	保障措置室

71	計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和4年3月22日付けで国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、管理区域の解除等に伴う核燃料サイクル工学研究所(東海村)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、管理区域の解除等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年5月23日に認可。	保障措置室
72	計量管理規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和4年5月20日付けで四国電力株式会社から、計量管理組織の変更等に伴う伊方発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理組織の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年6月6日に認可。	保障措置室
73	計量管理規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和4年6月1日付けで関西電力株式会社から、組織改正等に伴う美浜発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年6月22日に認可。	保障措置室
74	計量管理規定の変更認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和4年6月2日付けで中部電力株式会社から、組織改正等に伴う浜岡原子力発電所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、組織改正等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和4年6月28日に認可。	保障措置室
75	計量管理規定の認可について(フルウチ化学株式会社筑波工場)	○令和4年6月20日付けで、フルウチ化学株式会社から、管理されていない核燃料物質の発見に伴う筑波工場(阿見町)の計量管理規定の認可申請あり。 ○審査の結果、国際規制物資の計量管理に係る手続き等が規定されており、適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認。 ○令和4年6月28日に認可。	保障措置室

76	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和4年2月1日付け(令和4年3月14日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、放射性物質分析・研究施設第1棟の現行風量値の変更に伴う基本仕様の変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後においても必要な負圧が維持され、安全機能(閉じ込め機能)を維持できることを確認。</p> <p>○令和4年4月20日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
77		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年12月25日付け(令和4年3月22日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、2号機燃料取り出し用構台及び付帯設備の設置に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、換気設備により放射性ダストの外部への放出が防止できること、敷地境界での実効線量(評価値:1 mSv/年未満)や当該設備が運転できないことによるリスク低減活動への影響を考慮して耐震クラスを設定し、当該耐震クラスに要求される地震動を適切に考慮した設計としていること等を確認。</p> <p>○令和4年4月22日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	
78		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和3年7月27日付け(令和4年3月1日付け及び令和4年4月12日で一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、増設多核種除去設備への前処理に係る設備の追設に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、既設の前処理設備よりも安定的に放射性液体廃棄物が処理できること、適切な漏えい防止及び汚染拡大防止措置が講じられていること等を確認。</p> <p>○令和4年4月28日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	
79		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和4年1月14日付け(令和4年4月26日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、核物質防護に関する組織体制の強化に伴う保安に関する組織(周辺監視区域等の管理・運用に関する組織)の変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、変更後においても周辺監視区域・保全区域の管理・運用を適切に実施するための組織が整備されるとともに、当該組織においてそれらに関する業務が適切に実施できること等を確認。</p> <p>○令和4年5月9日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	
80	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>○令和4年1月14日付け(令和4年2月21日補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。</p> <p>○申請概要: (本社に関するもの) 核物質防護専任の核セキュリティ管理グループ及びサイバーセキュリティ専任のサイバーセキュリティ管理グループを設置する。 (福島第一原子力発電所に関するもの) 所長直下に、セキュリティ管理部を設置する。 防護管理グループを廃止し、セキュリティ管理部内に核セキュリティ運営管理グループ及び核セキュリティ施設運用グループを設置する。</p> <p>○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。</p>	核セキュリティ部門	

81	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	(80と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和4年5月2日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
----	---	---	---	-----------

## 2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
82	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可申請について(コミヤマエレクトロン株式会社ヘルスケア事業鳴沢第2事業所)	<p>○令和4年2月25日付けで、コミヤマエレクトロン株式会社から、ヘルスケア事業鳴沢第2事業所(鳴沢村)において、医療用X線照射装置の組立て及び検査のため、放射線発生装置(直線加速装置)5台を使用することについて使用許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和4年4月14日に許可</p>	放射線規制部門
83			放射線発生装置の使用許可申請について(地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立豊島病院)	<p>○令和4年5月26日付けで、地方独立行政法人東京都立病院機構から、東京都立豊島病院(板橋区)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を使用することについて使用許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認した。</p> <p>○令和4年6月13日に許可</p>	放射線規制部門
84			放射性同位元素及び放射線発生装置の使用許可申請について(地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩北部医療センター)	<p>○令和4年5月26日付けで、地方独立行政法人東京都立病院機構から、東京都立多摩北部医療センター(東村山市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台等を使用することについて使用許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用等に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認した。</p> <p>○令和4年6月13日に許可</p>	放射線規制部門
85			放射線発生装置の使用許可申請について(地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立大久保病院)	<p>○令和4年5月26日付けで、地方独立行政法人東京都立病院機構から、東京都立大久保病院(新宿区)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を使用することについて使用許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認した。</p> <p>○令和4年6月13日に許可</p>	放射線規制部門
86			放射線発生装置の使用許可申請について(地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立荏原病院)	<p>○令和4年5月26日付けで、地方独立行政法人東京都立病院機構から、東京都立荏原病院(大田区)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台及び保管廃棄設備を使用することについて使用許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認した。</p> <p>○令和4年6月13日に許可</p>	放射線規制部門

87		放射線発生装置の使用許可申請について (地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩南部地域病院)	○令和4年5月26日付けで、地方独立行政法人東京都立病院機構から、東京都立多摩南部地域病院(多摩市)において、放射線発生装置(直線加速装置)1台を使用することについて使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認した。 ○令和4年6月13日に許可	放射線規制部門
88	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について (大分大学医学部附属病院)	○令和3年11月5日付け(令和4年3月25日付け一部補正)で、国立大学法人大分大学から、医学部附属病院(由布市)において、診療拡充等のため、既設の放射線発生装置(直線加速装置)2台及びアフターローディング治療装置1台の更新、それに伴う遮蔽の追加等の変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年4月4日に承認	放射線規制部門
89		放射性同位元素の許可使用に係る変更許可申請について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所)	○令和3年8月31日付け(令和4年3月30日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)において、放射線施設への出入り管理の変更のため、管理区域の縮小、汚染検査室の移設に伴う排水管の増設等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年4月22日に許可	放射線規制部門
90		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (県立広島病院)	○令和4年3月1日付けで、広島県から、県立広島病院(広島市)において、装置老朽化と治療の拡充のため、放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新と使用の方法の変更、遮蔽の追加、保管廃棄設備の新設等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年5月11日に許可	放射線規制部門
91		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (済生会山口総合病院)	○令和4年3月31日付け(令和4年4月14日付け一部補正)で、社会福祉法人恩賜財団済生会から、済生会山口総合病院(山口市)において、診療内容を充実させるため、放射線発生装置(直線加速装置)を1台追加し合計2台とすること及び保管廃棄設備の新設の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年5月17日に許可	放射線規制部門

92	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更承認申請について (高エネルギー加速器研究機構)	○令和4年2月25日付けで、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構から、高エネルギー加速器研究機構(つくば市)において、放射線発生装置(直線加速装置)を1台追加し合計20台とすること及びそれに伴う使用施設の遮蔽壁の増設等の変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年5月30日に承認	放射線規制部門
93	放射性同位元素の許可使用に係る変更許可申請について (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所)	○令和3年6月14日付け(令和4年5月13日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(大洗町)において、使用する放射性同位元素の種類及び数量の見直し及びそれに伴う廃棄施設の増設等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年5月30日に許可	放射線規制部門
94	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (地方独立行政法人市立秋田総合病院)	○令和4年4月26日付け(令和4年5月10日付け一部補正)で、地方独立行政法人市立秋田総合病院から、市立秋田総合病院(秋田市)において、新棟建設及び治療拡充のため、放射線発生装置(直線加速装置)を1台追加し合計2台とする変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月1日に許可	放射線規制部門
95	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (学校法人川崎学園川崎医科大学附属病院)	○令和4年4月6日付けで、学校法人川崎学園から、川崎医科大学附属病院(倉敷市)において、装置老朽化及び治療拡充のため、既設の放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月13日に許可	放射線規制部門
96	放射性同位元素の許可使用に係る変更許可申請について (国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院)	○令和4年4月11日付けで、国立研究開発法人国立がん研究センターから、中央病院(中央区)において、診療等の見直しに伴う排気及び排水設備の変更、放射性同位元素の使用数量の変更等をする事について変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月20日に許可	放射線規制部門

97		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (川口市立医療センター)	○令和4年4月28日付けで、川口市から、川口市立医療センター(川口市)において、装置老朽化のため、既設の放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新等について変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月28日に許可	放射線規制部門	
98		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (社会医療法人若竹会つくばセントラル病院)	○令和4年5月18日付けで、社会医療法人若竹会から、つくばセントラル病院(牛久市)において、治療拡充のため、放射線発生装置(直線加速装置)を1台追加し合計2台とする変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月28日に許可	放射線規制部門	
99		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区)	○令和3年12月27日付けで、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構から、千葉地区(千葉市)において、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の増設等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和4年6月30日に許可	放射線規制部門	
100	特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係	放射性同位元素等規制法第26条の2第1項の規定による特定許可使用者に係る合併又は分割の認可(重要なものを除く。)に関する事。	放射線発生装置の許可使用者である法人の分割に係る認可申請について (地方独立行政法人東京都立病院機構)	○令和4年5月27日付けで、令和4年7月1日に東京都から病院事業を分割して、地方独立行政法人東京都立病院機構とし、5病院の地位を承継する新設分割に係る認可申請があった。 対象となる病院 ・東京都立墨東病院(墨田区) ・東京都立駒込病院(文京区) ・東京都立広尾病院(渋谷区) ・東京都立大塚病院(豊島区) ・東京都立多摩総合医療センター(府中市) ○審査の結果、許可使用者の地位が適切に承継されること等を確認。 ○令和4年6月17日に認可	放射線規制部門